

令和7年9月30日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項
第一号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公表いたします。

被 処 分 者 新 津 恭 平 (渋谷支部)

処分年月日 令和7年9月30日 (理事会議決日)

処 分 内 容 訓告 (東京都行政書士会会則第23条第1項第一号)

処 分 理 由 (違反している規則、会則)

- ① 行政書士法第10条 (行政書士の責務)
- ② 行政書士法第13条 (会則の遵守義務)
- ③ 行政書士法施行規則第7条 (業務取扱の順序及び迅速処理)
- ④ 東京都行政書士会会則第20条 (業務の公正保持)
- ⑤ 東京都行政書士会倫理規程第25条

被処分者は、公正かつ迅速に業務を取り扱うべき義務があるにもかかわらず (行政書士法施行規則第7条、東京都行政書士会会則第20条)、依頼者に示した業務の完了時期を遅滞し、依頼者に不安を与えたばかりか虚偽の報告を行い、最終的には受任業務を完了することなく契約を解除された。

また、依頼者から預かった書類の返却についても (東京都行政書士会倫理規程第25条) 受任業務の更新期限直前となるなど、著しく不適切な対応が認められる。これらの行為は、行政書士の信用及び品位を著しく害するものであり、(行政書士法第10条及び第13条) 会則に違反するものと判断せざるを得ない。

しかしながら、本件業務に関して着手金等の報酬を受領しておらず、契約解除直後に書類を返却したことで、他の行政書士による期限内の申請に間に合い、その後は一定の反省の意を示している。また、苦情解決支援委員会から指導を受けた事項も実施していることから、これらの点も考慮し、上記の理由により処分を科す。